資料紹介

滋野井公麗『青圍類聚』

はじめに

ここに紹介する史料は、江戸中期の著名な有職故実家である滋野井公麗編の『青圍類聚』（宮内庁書陵部所蔵・鷹司家旧蔵、一冊、函架番号 三五〇―二五〇、以下鷹司本）である。「青圍」とは皇太子の異称であるが、その元服、立太子の年齢、立坊年月日・坊官などの項目を立てて編集したものである。収録範囲は神武天皇から後桜町天皇までの歴代天皇とその皇太子に及び、大部分を占めるのは立坊年月日・坊官補任の項目である。

類書としては群書類従に収められて流布している『東宮坊官補任』（宮内庁書陵部所蔵・柳原家旧蔵、一冊、函架番号 柳―五三九）が挙げられよう。これは、最初に即位後の天皇号、その下に立太子の年月日とその時の年齢、受禅あるいは薨去、辞退等の年月日を記し、次に春宮坊の傅・学士と大夫以下の四等官を官職順に列記して、その下に人名と任免・薨卒の年月を記す、というもので、体裁も類似している。[1] しかし『東宮坊官補任』の収録範囲は醍醐天皇（敦仁親王）から南北朝期の直仁親王までであり、神武天皇から英仁親王までを扱う本書が、より収録範囲も広く内容も概ね詳細である。

先年、筆者は宮崎和廣氏の個人文庫である松乃屋文庫所蔵の本書の一本（以下松乃屋本）を披見する機会を得た。本書は『国書総目録』（補訂版）には鷹司本を著録するのみで、松乃屋本は現時点で鷹司本以外に確認し得た唯一の伝本である。松乃屋本は公麗自筆の奥書と滋野井家の蔵書印記を有し、鷹司本との比較を試みた結果、松乃屋本は草稿本、鷹司本は浄書本であると思われた。よって、翻刻は鷹司本を底本とし、主に松乃屋本を以て校訂する。

滋野井公麗は、享保十八年（一七三三）十一月、権中納言従三位実全の子として生まれた。同二十年実全の死去に伴い三歳で叙爵し、累進して明和二年（一七六五）従二位、翌年大宰権帥を兼ね、同五年正二位、権大納言に任ぜられる。しかし権大納言を数ヶ月で辞し、安永五年（一七七六）権帥も辞した。天明元年（一七八一）九月、青蓮院宮よりの帰途四十九歳で急死した。[2]

父実全が早世したため、公麗は故実家でもある祖父公澄の膝下に養育され、有職故実の薫陶を受けたものと思われる。公麗の著作は非常に多く、その分野も多岐に亘っているが、自筆で伝わるものは限られる。しかし、後述の如く本書は松乃屋本に加え鷹司本も自筆であるとみられ、かかる意味からも高い価値を有するものと思われる。

一　松乃屋本『青圍類聚』

まず対校本とする松乃屋本の書誌について記す。法量、縦二八・九cm、横二〇・六cmの袋綴装。渋縦引表紙の中央に打付書外題（「青圍類聚」）がある。内題はない。巻首に朱長方印「滋野井文庫」の印記があり、滋野井家旧蔵であると知られ、更にその下方に朱方印「公麗」がある。本紙は打紙加工された楮紙で鷹司本に比較して厚い上質紙が使用されている。墨付四四丁。行数、半丁一三行。訂正は黄色の顔料で抹消した上になされている。また朱書、朱

点、合点などが数多く見られる。頭書や勘物、また袋綴の内部に挿入された紙片には、六国史や儀式書、古記録などから天皇ごとに関係箇所が抜書されている。(図版1―①、第三〇丁裏〔中の紙片は四条天皇〔秀仁親王〕の春宮坊官の記事抜書〕・第三一丁表)[3] 以下に松乃屋本の項目を示す。

立坊御年齢類聚
皇女立太子例
不及立太子践祚受禅例
女帝之時皇太子例
立坊之即日受禅例
春宮元服例
立坊御年齢可考分
立坊年月日幷坊官類聚

公麗自筆の奥書「為二便覧一類二聚之一畢、追々／可二書加一也、／明和二年六月　権中納言藤公麗」(「／」は改行を示す。以下同じ)を有し、成立年は明らかである。ただし、「立坊年月日幷坊官類聚」の項目の最後、「当今」(後桜町天皇)の箇所には英仁親王の立太子当日(明和五年二月十九日)の天候や宣命使、節会の内弁、さらに坊官補任に関する記述があるが、これらは追記であろう。

またこの項目中、東山天皇の箇所(第三七丁裏)には空頂黒幘などの彩色図が挿入されている。料紙に糊痕があることから以前は同箇所に糊付けされていたのであろう。指図は色載りを良くするため礬水引された楮紙が使用され、最初に短冊形の継紙(縦二七・七cm、横二・一～二・四cm)があり「空頂黒幘図」と墨書、そのあとに四紙を継ぐが、一紙あたりの法量は縦二七・七～二八・八cm、横三五・七～三九・八cmであり、台形をなす。第二紙右上部に「貞享四年丁卯正月廿三日／皇太子東山院御元服」とあり、以下朝仁親王(東山天皇)の元服の時に使用された空頂黒幘や御冠棚・帽子棚の図が描かれ、その寸法、仕様などが註記されている。第二紙右下方には朱方印「結城家蔵」の印記がある。[4]

二　鷹司本『青圍類聚』

次に底本とする当部所蔵の『青圍類聚』について記す。法量、縦二七・五cm、横二〇cmの仮袋綴装。後補の渋斜め交差引表紙。左肩に打付書外題(「青圍類聚　公麗卿抄」)がある。共紙表紙の中央には「青圍類聚」とあり、見返しに使われている。内題はない。巻首に朱長方印「鷹司蔵書記」の印記があり、鷹司家旧蔵であることが知られる。本紙は打紙加工された楮紙。墨付四〇丁。行数、半丁一三行。項目は概ね松乃屋本と同じであるが推敲の結果であろうか、表記や順序に異同がある。以下に鷹司本の項目を示す。

立坊御年齢
皇女立太子例
立坊之即日受禅例
女帝之時皇太子例
春宮元服例
立坊御年齢不分明
不及立太子践祚受禅例
立坊年月日幷坊官

奥書はない。松乃屋本の本文や頭書、傍書の書写に際して省略された部分があり、さらに訂正もなされている。つまり鷹司本は松乃屋本の本文、引用記事、訂正箇所などを整理した上で書写されているのである。（図版1―②、第二八丁裏・第二九丁表）

おわりに

本書は松乃屋本の自筆奥書によって、明和二年六月にほぼ成立したことが知られるが、その奥書に「追々可二書加一也」とあり、さらに英仁親王の立坊・坊官補任記事の存在からも明和五年二月まで公麗自身によって書き継がれたことは明らかである。作成開始当初の意図は来るべき英仁親王の立太子、坊官補任を期してのものであったろう。

松乃屋本の朱書の多くはのちに補筆された箇所のようであるが、鷹司本では整理され墨書されている。このように鷹司本は草稿本である松乃屋本の忠実な転写本ではなく、本文にも推敲のあとがうかがえ、浄書本と思われるが、さらに書体からも公麗自筆本[5]の可能性が高いとみられる。とすれば、書写は明和五年二月以降、公麗が亡くなる天明元年九月までの約十三年の間に行われたこととなろう。浄書本である鷹司本では記事が整理・省略された箇所も多いが、松乃屋本は、公麗が『青圃類聚』の編集に際して参照した書物や成立年などが明らかで、鷹司本成立の過程を示唆するものとしても興味深い。

以上、限られた紙数の中では紹介し尽くせぬ情報もあり、またさらなる調査が必要なことは言うまでもない。大方の御教示を賜れば幸いである。

註

(1) また東山御文庫には霊元天皇宸筆の外題を有する『東宮補任』（勅封一四六―八）が伝えられているが、内容・体裁ともに柳原本と同一である。

(2) 『紀光卿記』天明元年九月七日条に「後聞、此日滋野井前大納言公麗、正二位、薨、四十九才、中斜云々、頓病也、今日彼卿院参之後、向二青蓮院宮一、有二松茸一食云々、帰路於二聖護院森辺一落命云々、奥中也、食傷卒中風云々、彼卿雖レ無二漢才一、於二抄物・日記等事一者博覧人也、可レ惜々々」とみえる。

(3) すべては挙げられないが、『日本書紀』、『続日本紀』、『日本三代実録』、『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』、『小右記』、『山槐記』、『園太暦』など。

(4) 「結城家蔵」は結城秀延（一七五〇～一八〇三）の蔵書印記とも考えられる。結城秀延は地下の故実家であるが、彼の著作『衣服便覧』の跋に公麗が題号の命名を乞われた経緯が記されており、両者に交流があったことが知られる。

(5) 当時の鷹司家当主は従一位右大臣輔平であり、英仁親王の立坊にあたって東宮傅に任ぜられていることから、あるいは輔平自身が公麗に浄書を依頼したとも考えられる。因みに公麗男の実古もこの時春宮亮に任ぜられている。

[付記] 本史料の紹介につき格別の御配慮を頂いた宮崎和廣氏を始め、当部図書課吉野敏武氏、同編修課鹿内浩胤氏、小倉慈司氏、石田実洋氏の各位に有益な御教示を頂いた。厚く御礼申し上げる。

（福島真理子）

凡例

一、字体は常用漢字とし、異体字・略字も原則として常用漢字に改めたが、原本のままとした箇所もある。また体裁は概ね原本に従ったが、一行の字数の関係から改めた箇所がある。

二、校訂に関する註は〔　〕、説明に関する註は（　）によって示した。

三、半丁ごとに└オ、└ウなどと記し、丁数と表裏を示した。

四、朱書はゴシック体で示した。

滋野井公麗『青圍類聚』翻刻

（外題・別筆）「青圍類聚　公麗卿抄」

●立坊御年齢

一歳　某（薨）太子聖武皇子　清和　冷泉
鳥羽（仲恭）　近衛　安徳
癈帝　四条　後深草
二歳　陽成（ヤウ）　保明（薨）（ヤウ）太子　花山
実仁太子　六条　後宇（ヤウ）多
後伏見
三歳（薨）　慶頼太子　朱雀
四歳　応神　後一条　後鳥羽
土御門　順徳
五歳　一条　崇徳　花園
崇光　光明
六歳
高倉
七歳
桃園

1オ

八歳　堀河　中御門
九歳（癈）　恒貞太子　醍醐　円融
後朱雀　東山　桜町
十歳
亀山
十一歳（薨）　他戸太子　三条　伏見
英（仁）
十二歳
平城　後三条
十三歳
後冷泉　二条
十四歳
綏靖　聖武　仁明
後二条　光厳　邦良（薨）（ヤウ）太子
十五歳
神武　履中　文武
十六歳
懿徳　開化　文徳
十七歳
敏達　白河
十八歳
孝昭
十九歳

1ウ

2オ

孝元　廿歳　崇神　村上

孝安（鑑）　草壁太子　廿一歳　仁徳　反正

安寧　嵯峨　廿二歳　景行　孝謙

垂仁（マヽ）　廿三歳　宇多　後醍醐

聖徳太子（鑑）（マヽ）

敦明太子（辞）　廿五歳

廢帝（淳仁）　廿六歳　淳和

孝霊　廿一歳

仲哀　廿二歳

天智（マヽ）　廿四歳　早良（瘦）

仁賢　廿五歳

清寧　廿七歳

桓武　廿九歳

成務（マヽ）　四十歳

天武　四十三歳

顕宗　点分可削之、

四十五歳

武烈（マヽ）

六十一歳

安閑（マヽ）

六十二歳

光仁

●皇女立太子例

孝謙

●立坊之即日受禅例

宇多　堀河　崇徳

六条　後鳥羽　土御門

●女帝之時皇太子例

文武天武孫、　持統天皇天智第二皇女、十一年二月立太子、

聖武文武皇子、　元正天皇天武后、天武孫、文武同母姉、和銅七年六月立太子、

道祖王　孝謙天皇聖武女、勝宝八年五月立太子、

廢帝（淳仁）天武孫、舎人親王第七子、孝謙天皇天平宝字元年四月立太子、

英（仁）桃園皇子、　当今桜町皇女、（後桜町）桃園姉、明和五年二月立太子、

●春宮元服例

聖武　平城　仁明　醍醐　保明　冷泉
花山　三条（ウヂ）　後朱雀　後三条　実仁　二条
順徳　亀山　伏見　邦良（ウヂ）　光厳　崇光
東山　桜町　英仁

●立坊御年齢不分明　**追而可考之、**

菟道稚郎子　木梨軽皇子　道祖太子　高岳太子
康仁太子　恒良太子　直仁太子

●不及立太子践祚受禅例

仁徳　允恭　安寧　雄略　顕宗　継体
宣化　欽明　用明　崇峻　推古（女）　舒明
皇極（女）　孝徳（一説、百練抄、土御門）　持統（女）　元明　元正（女）　光孝
後白河　後堀河　後嵯峨　光明　後光厳
後小松　称光　後花園　後土御門　後柏原　後奈良
正親町　後陽成　後水尾　明正　後光明　後西
霊元　当今（女）（後桜町）

●立坊年月日幷坊官

神武狭野　甲申年、為皇太子、十五才、
綏靖神亨（淳）　神武四十二年正月壬子朔甲寅、為皇太子、十四才、
安寧磯城津　綏靖廿五年正月壬午朔戊子（七日）、為皇太子、二十一才、
懿徳　安寧十一年正月壬戌朔、為皇太子、十六才、
孝昭　懿徳廿二年二月丁未朔戊午（十二日）、為皇太子、十八才、
孝安　孝昭六十八年正月丁亥朔庚子（十四日）、為皇太子、二十才、

5オ　5ウ

孝霊　孝安七十六年正月己巳朔癸酉（五日）、為皇太子、二十六才、
孝元　孝霊卅六年正月己亥朔、為皇太子、十九才、
開化　孝元廿二年正月己巳朔壬午（十四日）、為皇太子、十六才、
崇神　開化廿八年正月癸巳朔丁酉（五日）、為皇太子、十九才、
垂仁　崇神四十八年四月戊申朔丙寅、為皇太子、二十二才、
景行　垂仁卅七年正月戊寅朔、為皇太子、二十一才、
成務　景行五十一年八月己酉朔壬子、為皇太子、三十九歳、
仲哀　成務四十八年三月庚辰朔、為皇太子、三十一才、
応神　神功三年正月丙戌朔戊子、為皇太子、四才、

・応神四十己巳年正月辛丑朔甲子、以菟道稚郎子為皇太子、
天皇元年正月丁丑朔己卯、即位、立太子之事不見、

仁徳
・紀、以大鷦鷯尊仁徳、為太子輔之、令知国事、
履中　仁徳卅一年正月癸丑朔丁卯、為皇太子、十五才、
反正　履中二年正月丙午朔己酉、為皇太子、二十才（五イ）、紀、作儲君、
・市辺皇子雖坐、以舎弟為太子、
允恭　天皇元年十二月　即位、三十九才、立太子之事不見、
・廿三年三月甲午朔庚子、以木梨軽皇太子（桁）允恭第一皇子、為皇太子、
廿四年、太子衿同母妹軽大娘、但太子為儲君不得罪、則流軽太娘（大）皇女於伊与、
・四十二年正月乙亥朔戊子、天皇崩、十月太子欲殺穴穂皇子安康、事発覚、
自害畢、一説、流於伊与国、

安康　天皇癸巳年十二月己未（巳）朔壬午、即位、五十三才、立太子之事不見、
雄略（允恭第五皇子）　天皇丙申年十一月壬子朔甲子、即位、七十才、同上、安寧（康）無皇子、仍即位也、
清寧　雄略廿二年正月己酉朔、為皇太子、三十五才、
・天皇三年四月乙酉朔辛卯、以億計仁賢、為皇太子、以弘計顕宗、為皇子、

6オ　6ウ

依当代皇子不坐也、五年正月甲戌朔己丑、天皇崩後、大子(太)億計弟、皇子弘計兄、相
譲共謙退、不即位、
・或説、両皇子姉飯豊天皇(女)、二月即位、十一月崩云々、
顕宗(履中孫)　清寧三年四月乙酉朔辛卯、為皇子、四十三才、立太子事不見、
仁賢(顕宗同母弟)　清寧三年四月乙酉朔辛卯、為皇子、三十四才、為二代皇子、清寧無継嗣、仍立之、
武烈　仁賢七年正月丁未朔己酉、為皇太子、四十五才、
継体(応神五世孫)　天皇元年二月辛卯朔甲子、即位、五十八才、立太子事不見、武烈崩後無継
・嗣、群臣相議令践祚、
安閑　継体廿年　月　日、為皇太子、六十一才、・紀、不見、可考、
紀、継体七年十二月辛巳朔戊子、詔曰、勾大兄(安閑)、光吾風於万国略中宜処
春宮、助朕施仁、翼吾補闕、
旧事記、継体八年正月、勾大兄(安閑)皇子、宜処春宮、朕施仁、翼吾補闕之
矣、
宣化(継体第二皇子)　天皇乙卯年十二月　日、即位、六十八才、立太子之事不見、
・以丙辰年為元年、安閑無継嗣、群臣相議令践祚、
欽明(継体第二子)　天皇己未年十二月甲申朔、即位、三十一才、立太子之事不見、
・以庚申為元年、宣化雖有両皇子、以阿兄譲之、
敏達　欽明十五年正月戊子朔甲午、為皇太子、十七才
用明(欽明第四子)　天皇乙巳年九月戊午朔(甲寅朔戊午ノ誤)即位、六十七才、立太子之事不見、
崇峻(欽明第五子)　天皇元年八月癸卯朔甲辰、即位、六十九才、立太子之事不見、
・以丙午年為元年、敏達雖有皇子、以弟譲之、
・用明雖有皇子、厩戸以下数多、皇后炊屋姫尊推古、相議群臣譲之、
推古(女、欽明中女)　壬子年十二月壬申朔己卯即位、三十七才・崇峻雖有皇子、群臣要請、以皇后令登位、
・元年四月庚午朔己卯、立厩戸皇子(用明皇子)為皇太子、二十二才、録摂政、以万機悉委焉、
・天皇廿九年二月廿二日癸巳、半夜皇太子厩戸、薨于斑鳩宮、四十九才、

敏達女(孫)舒明　天皇元己丑年正月丙午朔(癸卯朔丙午ノ誤)、即位、三十七才、立太子事不見、
・推古崩、無嗣、仍群臣相議令即位、
皇極(女、敏達曾孫)　十三辛丑年十月　日嗣位、立太子事不見、
元年正月丁巳朔辛未、即位、
・舒明崩、雖皇子坐以皇后令即位、
・紀、元年十一月壬子朔丁卯、天皇御新嘗、是日皇太子軽皇子、・大臣各自
新嘗、
孝徳(皇極同母弟)　大化元年六月庚戌朔、受禅即位、立太子之事不見、以皇后弟譲之、
・今日以中大兄天智、為皇太子、
斉明(女、皇極重祚)　元年正月壬申朔甲戌、即位、
二代太子天智(舒明子)　孝徳大化元年六月庚戌朔、為皇太子、三十二才、
天武(舒明第二子)　天智元年　月　日、為皇太弟、四十才、・天智雖皇子坐以弟立之、
公麗云、天智七年正月即位、自元年到七年称皇太子、元年立天武
為皇太弟、皇太子・天皇・皇太弟相並称之、希代例歟、
・白鳳十年二月庚子朔甲子(廿五日)、立草壁(天武第一子、母持統)、為皇太子、二十才、令摂万機、
持統(女、天智第二女、天武后)　朱鳥元年九月戊戌朔丙午、皇后臨朝、同四年正月戊寅朔、即位、
・天武雖皇太子草壁坐、以皇后令摂天下、
朱鳥三年四月癸未朔乙未、皇太子草壁薨、二十八才、宝字三年、追号岡本天皇、
文武(天武孫、草壁子)　持統十一年二月丁卯朔甲午、為皇太子、十五才、
已上坊司無所見、
大傅　直広壱当麻真人国見
大夫　直広三路真人跡見
亮　真大(直)肆巨勢朝臣粟持
元明(女、天智四女)　慶雲四年七月十二日(七)、即位、四十七才、立太子之事不見、母后嗣位例、
元正(女、天武孫、文武同母姉)　和銅八年九月三日庚戌(辰)受禅、三十五才、立太子之事不見、

・元明遜位、皇太子首、十三才、童稚、仍先立女帝歟、

二代太子 聖武（文武皇子）　和銅七年六月　日、為皇太子、（十四才、）同月　日元服、立太子後也、

傳

大夫

・神亀四年十一月己亥、以新生某皇子為皇太子、（一才、）閏九月丁卯所生也、

傳

大夫

同五年九月丙午、皇太子某、薨、（二才、）壬子、葬於那富山、廢朝三日、為太子幼弱、不具葬礼、

女孝謙　天平十年正月庚午朔壬午、為皇太子、（二十一才、）

傳

学士　下道真備天平十三七辛亥、

大夫　下道真備天平十五六丁酉、為大夫、学士如元、

亮　高倉福信（飽）天平十五六丁酉任、

権亮　石川年足天平十八九己巳任、貝外亮、

・勝宝八歳五月二日乙卯、立中務卿従四位上、道祖王天武孫、新田部親王子、為皇太子、太上天皇遺詔云々、

傳

大夫　佐伯今毛人

天平宝字元年三月丁丑、廢皇太子、

・続紀云、皇太子道祖王、身居諒闇、志在淫縱、雖加教勅、曾無改悔、於是勅召群臣、以示先帝遺詔、因問廢不之事、右大臣以下同奏云、不敢乖違顧命之旨、是日廢皇太子、以王帰第、

又一説、天皇即位後七日廢、但不是記、

廢帝（淳仁）（天武孫、舎人親王子）　天平宝字元年四月廿九日辛巳、為皇太子、（二十五才、）

傳

大夫　女孝謙重祚

称徳　光仁（天智孫）　神護景雲四宝亀元、年八月庚寅朔癸巳、為皇太子、（六十二才、）

・称徳崩、無継嗣、仍群臣議立之、**崩後立太子例、**

傳　大納言大中臣清麻呂

大夫

・宝亀二年正月己未朔辛巳（廿三日）、立他戸親王光仁子、為皇太子、（十一才、）

傳　大納言大中臣清麿宝亀三五上、廢坊日、（止）

大夫　兵部卿従三位藤原蔵下麿

亮　右中弁従四位下大伴伯麿

権亮　勅旨少輔従五位上石上家成

同三年五月丁未、廢皇太子、依母公井上内親王事也、

桓武　宝亀四年正月十四日戊寅（庚）、為皇太子、（三十七才、）

傳　右大臣正二位大中臣清麿

学士　従五位上日置茸麿（蕣）

大夫　非参議正四位下藤原是公宝亀五三兼大夫、五月任、三木如元、

亮　紀本宝亀七三為亮、紀家守宝亀七三為亮、佐伯久良麿宝亀九二為亮、

・天応元年四月己丑朔壬辰（四日）、以早良為皇太子、（三十二才、）同日桓武受禅即位、

傳　中納言中務卿藤原田麿

学士　林稲麿

大夫　参議右京大夫大伴家持

亮　従五位下紀白麿

少進　佐伯高成

延暦四年十月七日、廢皇太子、後諡号崇道天皇、

平城　延暦四年十一月癸巳朔丁巳（廿五日）、為皇太子、（十二才、）同七年正月十五日元服、

傅　大納言藤原継縄
学士　大外記従五位下朝原忌寸道永
大夫　左兵衛佐従五位下津連真道
参議従四位上紀古佐美　葛野麿延暦廿五二廿六、
亮　従五位上安倍広津麿　葛井連道依延暦九七、
権亮　藤真夏延暦廿二七月兼、
大進　安倍人成延暦九三、　藤縄継延暦十七閏五転、
少進　従五位下多地比豊長　藤縄継延暦十六二九、
嵯峨桓武第二皇子　大同元年五月廿(十)九日壬午、　為皇太弟、二十一才、
平城雖皇子坐、以弟立之、
傅　参議正四位下藤原園人
大夫　参議右中将秋篠安人
亮　冬嗣大同二転、
大進　従五位下藤原冬嗣
少進　坂上清野
・大同四年四月十三日己丑、立高岳親王平城皇子、為皇太子、号蹭蹬太子、甚幼年云々、
傅　中納言正三位藤原葛野麿
大夫　従四位上兵部大輔同冬嗣
亮　従五位下(守)畿内観察使判官小野峯中
弘仁元年九月十三日庚戌、癈皇太子、後入唐、於彼国薨、法名真如、
淳和桓武第三子　弘仁元年九月十三日庚戌、為皇太弟、二十五才、
傅　大納言藤原園人　氏宗
学士　南淵弘貞弘仁十二七十三、
大夫　冬嗣　南淵年名　良峯安世弘仁十三三兼、
亮　三守　夏野十一転、
大進　夏野　愛発　和真綱弘仁六正七転、
少進　和気真綱弘仁五六十三、

同十四年四月十九(八)日、以侍従々四位下恒世王淳和第一皇子、為皇太子、々々上表固辞、仍以嵯峨皇子仁明、為皇太子、
弘仁十四年四月十九(八)日甲子、為皇太子、十四才、八月一日元服、
傅　大納言藤原緒嗣
学士　従五位下滋野貞主
大夫　中納言藤原三守
亮　従五位下藤原常嗣　助天長八七、　諸成天長八八、
少進　藤原助天長四正、　松影天長四、
・天長十年二月卅日丁亥、立恒貞親王淳和第二皇子、為皇太子、九才、
傅　大納言従二位藤原三守承和七七七薨、　源常承和八十一廿一、
学士　従五位下小野篁
従五位下大内記春澄良縄承和九七左遷晉周防権守、
大夫　参議左大弁文室秋津承和九七徙出雲権守、
亮　従五位上藤貞守
大進　従五位下藤高直承和九七止、
少進　正六位上藤貞庭　橘末茂承和五七止、
大属　正六位上山口稲床
主膳正　正六位上丹墀綱足　菅峯嗣天長十、
主殿首　正六位下淡海豊守
主馬首　正六位下坂上新継
主工首　正六位上上毛野貞継
舎人　伴氏永
伴健岑
広根王
承和九年七月癸巳朔丙辰、癈皇太子、依橘逸勢謀反也、
・嘉祥二年　月　日出家、法名頼寂恒、元慶廿(八)年九月廿日薨、五十五(マヽ)才、

文徳　承和九年八月四日乙丑、為皇太子、（十六才、）
傅　右大臣従二位源常
学士　正五位下小野篁　菅是善承和十四五十、
大夫　参議従四位下安倍安世
亮　従五位上藤原諸成　良仁
大進　藤良仁承和十三転亮、
少進　冬緒承和十三二十一、
主蔵正　藤良仁承和十、
侍者　雄風
清和　嘉祥三年十一月廿五日戊戌、為皇太子、（一才、）
傅　大納言従二位源信
学士　従五位下大江音人天安二三為丹波守、　豊科安人同日為学士、
大夫　参議正四位下藤良相　平高棟仁寿四八廿八、　藤良縄仁寿四八、
亮　従五位下藤冬緒　年名天安元九十四転、　興邦天安二三転、　良綱
権亮　年名斉衡三十兼、天安元九十四転亮、天安二五廿一復権亮、
大進　広基斉衡元九、　興邦天安二閏二廿、　山蔭天安二三、
少進　永名
同　藤浜雄
陽成　藤家宗
貞観十一年二月一日己丑、為皇太子、（二才、）以山蔭被渡御剣壺切、
傅　大納言正三位藤氏宗貞観十四二十一薨、　融同十五正十三兼、同十八十一廿九止、受柳、
学士　文章博士従五位下橘広相
大夫　参議正四位下南淵年名同十八十一廿九止、
亮　刑部少輔従五位下藤門宗同、
大進　従五位下藤清経
少進　有穂貞観十六正十五、　友于同十七二廿七、

12ウ　13オ

仁明第三子
光孝　元慶八年二月四日乙未、受禅、五十五才、令即位、
・陽成雖皇子坐、群臣議、以仁明第三皇子光孝、令即位、
宇多　仁和三年八月廿六日丁卯、為皇太子、（二十一才、）今日巳二剋、天皇光孝、崩於仁寿殿、
・実録、廿二日群臣請立儲哉、廿六日天皇崩、
公麗云、今度不被置坊官也、
醍醐　寛平五年四月二日庚午、十三日公卿補任、十四日扶桑略記、為皇太子、（九才、）同九年七月三日元服、
傅　大納言正三位源能有寛平九六八薨、
大夫　中納言従三位藤時平寛平九七五止、受禅、
権大夫　菅道（真）寛平七十一十三兼、　公麗云、権大夫今度被始置也、
亮　参議従四位下菅道（真）　定国寛平七三廿転、
大進　右衛門佐従五位下藤定国
少進
・延喜四年二月十日乙亥、以保明太子為皇太子、二才、同十六年十月廿二日元服、
傅　右大臣従二位源光同十三三十二薨、　道明延木十四正廿三兼、同廿六十七薨、　清貫同廿一三十三兼、
学士　菅道（真）延木五兼亮歟、　善行延木十六比、
大夫　大納言右大将藤定国延木六七二薨、　忠平延木八二廿三兼、　有穂同九十七兼、同七十二廿一薨、
仲平同十三四十五兼、　伊望同十九正卅、
亮　従四位上式部大輔菅根　清貫延木八正兼、　恒佐同十一四廿八兼、
邦基同十五六廿五兼、　時望延木廿三四十九兼、
権亮　枝良延木六三廿五転権亮、
大進　枝良　伊望同五四五、
少進　太（大）宰監良忠
同　刑部丞忠門
権少進　好古延木十七正廿九、

13ウ

帯刀　源仲正
同　藤利平
同廿三延長元年三月廿一日、皇太子薨、二十一才、廿一日、諡号文献彦太子、
・延長元年四月廿九日癸酉、立慶頼親王（マヽ）保明太子一男、為皇太子、三才、
傅　大納言正三位藤定方
大夫　中納言従三位藤保忠
亮　従四位下修理大夫平時望　伊衡延長二十廿三、
大進　従五位上右少将藤忠文
同三年六月十八日、皇太子薨、五才、有沙汰、不及諡号、
朱雀　延長三年十月廿一日、為皇太子、三才、
傅　左大臣正二位藤忠平
学士　藤博文　元方延長七九廿三、
大夫　参議従四位上藤邦基
亮　醍醐第十四皇子、朱雀同母弟
村上　天慶七年四月廿二日甲午、為皇太弟、十九才、
・朱雀無皇子、仍以弟立之、
傅　左大臣正二位藤仲平
学士　従四位下式部大輔大江維時
大夫　大納言従三位藤師輔
亮　従四位下源兼忠
権亮　従四位下平随時
大進　藤有相
冷泉　天暦四年七月廿二日、為皇太子、一才、降誕後経三ケ月、応和三年二月廿八日元服、
傅　左大臣従二位藤実頼
学士　紀在昌　三統元夏　江斉光　橘直幹　藤後生

14ウ

14オ

大夫　権中納言従三位藤師尹　兼通天徳四九四、
権大夫　兼家康保四二五兼、
亮　源雅信　兼通応和三比、　斉敏康保三十七転、
権亮　蔵人頭内蔵頭藤有相　延光天暦八三十四、伊尹天暦十三廿四、　斉敏康保二九十七、
大進　時柄
少進　貞雅　公明
大属　保在
少属　仲式
円融　村上第五皇子、冷泉同母弟
康保四年九月一日、為皇太弟、九才、
・冷泉雖皇子坐花山三条、以弟立之、栄花物語云、村上御遺勅云々、
傅　右大臣正二位藤師尹安和二八十三止、
学士　俊信生イ　惟成
同　敦宗後日加云々、　大江斉光康保四九、
大夫　中納言正三位藤師氏　兼家安和二二七兼、八十三止、
亮　義懐　安親　忠清康保四、
権亮　蔵人頭左京大夫藤兼家　済時安和二三七、同八十三止、
大進　源惟正
権大進　藤安親安和二三五、
雑色　藤有国　平親信
冷泉第一皇子
花山　安和二年八月十三日戊子、為皇太子、二才、天元五年二月十九日元服、
・円融雖皇子坐、受禅日以冷泉皇子立之、
傅　権大納言正三位藤師氏安和二十一十一、　兼明同三八五兼、貞元二四廿四親王、　雅信貞元二十二九、
学士　菅輔正九二昇殿、　源雅行天禄三、　藤惟成天元五、
大夫　参議右中将源延光貞元々六十七薨、　兼家安和三四十二兼、　朝光貞元々七廿六、

15ウ

15オ

権大夫　為光永観二八十七、八月廿七日止、

亮　従四位上藤済時九廿三叙従三位、右中将・亮等如元、　源惟正同年十一、　時光天延二十一十一、

義懐天元二七一、佐時貞元(保アラン)十一、

権亮　従四位上左中弁藤為光

時光天禄四二十九、佐時天延三、

大進　円融長子一条　永観二年八月廿七日甲辰、為皇太子、(五才、)

・花山院受禅、雖皇子坐以円融子立之、

傅　左大臣正二位源雅信前坊傅、今日止之、更又兼、寛和二六廿三止、践祚也、

学士　高階成忠

藤忠輔寛和二六廿三止、

大夫　大納言正二位藤為光

権大夫　非参議従三位右中将藤道隆

亮　従四位下伊勢守藤安親

済時寛和二二七、　時中寛和二正廿八、同六廿三止、

権亮

大進　冷泉第二子三条　寛和二年七月十六日壬午、為皇太子、(一才、今日元服、栄花物語、十一月一日云々、)

・一条雖皇子坐、以冷泉皇子立之、

傅　左大臣正二位源雅信正暦四七廿九薨、　重信正暦五九七兼、同六五八薨、　道綱寛弘四正廿八、按自長徳二到今日不兼傅歟、

伊周寛弘八廿八兼、長徳二四廿四左遷、

学士　高信順　匡衡長徳三、信替、　宣義寛和五、匡替、

同　藤忠輔　弘道長徳二、忠替、　広業寛弘四九廿八弘替、同八六十六止践祚、

大夫　権大納言正二位藤朝光　公季永観元七十三転、長徳三七五任大臣、　道綱長徳三七五、

懐平寛弘四正廿八転、

権大夫　参議侍従正三位藤公季　頼通寛弘四正廿八、　同寛弘八六十三更兼、　誠信

永祚元七十三転、長徳三九三薨、　懐平長保五二廿六、

亮　藤済時但八月十三日歟、　通任長徳二正廿五、　経通

権亮　誠信　有国永延二七十三、　陳政長保比、　業遠寛弘七四十卒、　頼光

大進　大江景理　頼光長保比、

権大進　藤統理

少進　藤尚忠

属　錦信理

後一条　寛弘八年六月十三日乙卯、為皇太子、(四才、)

傅　右大臣正二位藤顕光

学士　従五位下右少弁藤資業　大江挙周

大夫　権大納言正二位藤斉信

権大夫　権中納言正二位藤頼通

亮　蔵人頭道雅

権亮　良頼

大進

少進

・長和五年正月廿九日甲戌、以敦明親王三条第一皇子、為皇太子、(二十三才、但二月三日坊官除目云々、)

・後一条今日受禅、雖皇子坐立之、此度不被渡壺切、

傅　右大臣正二位藤顕光　公麗云、今度坊官頗員少被置之歟、

学士　為政但後日任歟、

大夫

権大夫　参議従三位通任

亮　周頼　経通(マヽ)長和五(三)三廿八兼、　成遠長和五比、

大進　右衛門権佐忠貞

大属　大宅恒則

寛仁元長和六年八月九日、皇太子依疾辞坊、同十七日、准太上天皇奉称

小一条院、

年官年爵如春宮時、永承六年正月八日崩、五十八才、
一条第三子 後朱雀 寛仁元長和六年八月九日甲戌、為皇太弟、九才、同三年八月廿八日元服、
・後一条無皇子、仍以弟立之、同廿三日、被渡壺切、

傅　右大臣正二位藤公季　実資寛仁五八廿九、
学士　式部大輔正四位下藤広業　大内記従五位下藤義忠　平定親長元八、
大夫　権中納言左大将藤教通　頼宗治安元八廿九、
権大夫　参議従三位藤公信万寿三五十五薨、　師房万寿三七廿六、八イ
亮　正四位下右馬頭藤惟憲　良頼万寿四三十六、
権亮　正四位下右少将藤公誠　成章万寿四三十七、　隆佐長元四二任、　泰憲同八三四転、
大進　従五位上藤惟任
権大進　右衛門佐従五位上藤章信　泰憲長元四三一、同八三四転、
少進　従五位下源惟信快イ
権少進　正六位上藤資国
大属　正六位下小槻員行
少属　宇治忠信
同　林重通
主膳正　正六位上藤孝茂
主殿首　三善基時
主馬首　藤庶孝
陣頭九月九日補、
正五位下兵庫頭平孝明
内匠頭従五位上藤経国
左衛門佐従五位上藤惟忠
従五位上右馬権助源頼職
従五位上右馬助源為弘
刑部少輔従五位下源相挙

18ウ

従五位下縫殿頭藤貞利
大監物従五位下藤至孝
大蔵権少輔従五位下源仲舒
従五位下中務権少輔平永盛
侍者
正六位上大膳権亮藤親（マヽ）○
正六位上内匠助橘俊経
正六位上図書権助藤有任
正六位上主殿権助橘正平
正六位上掃部助藤棟方
正六位上玄蕃助藤知通
正六位上主殿権助平挙影

18オ

後冷泉　長暦元長元十年八月十七日、為皇太子、十三才、

傅　内大臣正二位藤教通　藤義忠　同実綱　国成義忠替、
学士
大夫　権大納言藤頼宗
権大夫　権大納言源師房
亮　正四位下左衛門権佐藤隆佐
権亮　侍従道基　行経長暦三十二、
大進　伊与守長範
権大進　正五位下高階成章
少進
後三条　寛徳二年正月十六日辛酉〔癸〕、為皇太弟、十二才、永承元年十二月十九日元服、
・後冷泉皇子不坐、仍以弟立之、

傅　教通寛徳三十一廿五兼、　今日不被置傅歟、
学士　平定親　藤実政　匡房治暦三二六、

19ウ

19オ

大夫　権大納言正二位藤能信康平八二九薨、　能長同十二八兼、
権大夫　参議右京大夫藤資房天喜五正廿四薨、　兼頼康平二十廿二、同六正十一薨、
亮　実基　保家康平四比、　能長瓜脱人同八四廿四兼、十二八転、
良基康平七十十六兼、
権亮　右中将源資綱
大進　俊経　資仲永承七二廿六、
権大進　基通
少進　橘経成永承元比、
大属

白河　延久元治暦五年四月廿八日甲子、為皇太子、十七才、
傅　右大臣従一位藤師実
学士　正四位下備中守藤実政
正五位下左衛門権佐大江匡房
大夫　権大納言正二位藤能長
「大夫（コノ行瓜出）」　権大納言正二位藤能長」
権大夫　参議従三位藤良基
亮
権亮　正四位下左中将源師忠
大進
少進
大属
帯刀長　藤家房
・延久四年十二月八日、以実仁親王後三条第二皇子、為皇太子、二才、永保元年八月廿一日元服、
傅　左大臣従一位藤師実　師房永保二二十五、同四二十七去、　能長承暦四八廿二転、永保二十一十四薨、
学士　蔵人正五位下左衛門権佐大江匡房
大夫　権大納言正二位藤能長　実季承暦四八廿二、
権大夫　権中納言従二位資仲　季宗承暦五四廿五、

20ウ

20オ

亮　師仲
権亮　従四位上公定　道良
大進　有宗　季綱
権大進　惟輔永保比、
少進　有定永保元八八任、
大属

応徳二年十一月八日戊戌、皇太子薨、十五才、疱瘡云々、
応徳三年十一月廿六日庚辰、為皇太子、八才、今日受禅、
公麗云、今度不被置坊司也、

堀河
鳥羽　康和五年八月十七日甲子、為皇太子、一才、去正月十六日誕生、
傅　右大臣正二位藤忠実内覧長治二十二十五関白、傳元、同三三十一辞傅、　雅実嘉承元二三十一（衍）、同二七十九止、受禅、
学士　正五位下文章博士右少弁藤俊信
敦宗依刑人不被任、俊信一人云々、
大夫　権大納言正二位藤公実
権大夫　権中納言源雅俊
亮　正四位下修理大夫藤顕季康和六正廿八従三位、大夫如元、去亮、　為房康和六七九、
以為房可被任依刑人避之、但追而顕季
替任為房云々、
権亮　従四位上左少将藤実隆
大進　正五位下左少弁藤顕隆
権大進　従五位上左兵衛佐高階仲章季イ
少進　正六位上縫殿助藤行盛
大属　左大史紀盛言
属　主計少属佐伯義保
同　中原貞親
主膳正　藤基時言イ
主殿首　山永経

21オ

主馬首　左衛門少尉藤実盛（仗）
蔵人　高階泰兼
　　藤長隆
雑色　藤忠兼
　　高階遠行
出納　三善兼仲
　　紀親行
　　惟宗貞成
陣頭八月廿七日補、
　従五位上行縫殿頭源隆宗
　大舎人頭高階業房
　大蔵少輔藤保隆
　織部正藤基綱
　内蔵助源基親
　大監物従五位下橘説永
　従五位下内蔵助藤行仲
　左馬助藤兼信
　右馬権助源経良
　左馬権頭藤有隆
侍者
　正六位上行中務少丞源国輔
　大膳亮高階仲範
　修理亮藤兼貞
　図書助源隆康
　縫殿助藤懐遠
　雅楽助藤友兼
　主殿助源盛兼
　掃部助橘盛仲

21ウ

帯刀十月廿一日、
　長蔭子正六位上源義忠
　蔭子正六位上平清賢
　　橘頼兼
　　平盛行
　　平貞光
　　源忠時
　　藤遠仲
　　橘宗賢
　　藤盛通
　　源行政
　　藤則親
　　藤晴清
加補十二月十日、
　　藤保清
　　藤実舒

22オ

崇徳　保安四年正月廿八日、為皇太子、（五才、今日受禅、）
　公麗云、今度不被置坊官也、
近衛（鳥羽第六子）　保延五年八月十七日、為皇太弟、（一才、）
　・崇徳雖皇子坐、重仁、依上皇御気色、以弟立之、
傅　内大臣正二位藤頼長
学士　左中弁藤顕業
大夫　大納言源師頼　　実能保延六三十七、
権大夫　権中納言藤家成
亮　正四位下内蔵頭藤清隆
権亮　従四位上左中将藤忠雅

22ウ

23オ

大進　源仲綱
権大進　従五位下治部少輔平範家　非蔵人　藤資康
少進　源時盛
大属　某虫損、

23ウ

後白河　久寿二年七月廿四日己巳、践祚、二十九才、立太子儀不見、
久寿二年九月廿三日丁卯、為皇太子、十三才、同年十二月九日元服、
二条　帯刀長　源長綱（光）
傅　内大臣正二位藤実能　基実保元二十二十七、
学士　源季盛木長（高）　源季国　藤盛国　源季通　紀久良　源師清　中原親成
不任之、延喜・延久例云々、藤憲兼任、後日三人　同俊憲
大夫　橘公清　惟宗成（マヽ）　藤重則　平成俊　源久経　源康経　藤朝通
権大納言宗能
権大夫　兼光
参議右中将経宗
亮　尾張守親隆保元三五六、叙従三位、如元、亮如元、
権亮　左少将源定房保元二十廿任（十度）三木権亮如元、
大進　右衛門佐藤惟方　朝方保元三、
権大進　左兵衛（右）佐（権脱）定隆
少進　長重
権少進　重頼
大属　民部大夫頼盛
少属　主税允佐伯久定
権少属　刑部録大江盛良
主膳正　源成綱
主殿首　藤信進
主馬首　左衛門尉平親宗
蔵人　高階経章
源光盛
藤基房

24オ

六条　永万元年六月廿五日、為皇太子、二才、今日受禅、
後白河第二子高倉　公麗云、今度不被置坊官也、
仁安元永万二年十月十日庚辰、為皇太子、六才、
傅　内大臣正二位藤兼実
学士　正四位下式部大輔藤永範　兼光十二二、
大夫　権大納言正二位平清盛
権大夫　従三位右京大夫藤邦綱
亮　正四位下内蔵頭平教盛　重衡
権亮　正四位下右中将藤実守
大進　正五位下右兵衛（左）佐（権脱）平知盛
権大進　従五位下藤光雅
少進　藤棟範
権少進　平維俊
大属　藤康貞
少属　安部資成（倍）
権少属　大江景宗（宣イ）
主膳正　文章生中原儀康
主殿首　藤盛家

24ウ

25オ

主馬首　左衛門尉平盛国
蔵人　平時家　藤顕経　平信広　高階泰信
非蔵人　藤基光　菅在経　藤資綱
出納　中原盛俊

安徳　治承二年十二月十五日甲辰、為皇太子、一才、十一月十二日誕生、
傅　左大臣従一位藤経宗面縛人、不可然云々、
学士　従四位上文章博士光範
　　従五位上宮内権少輔親経
転任申慶例（権脱）
大夫　大納言右大将平宗盛　兼雅治承三正十九転、廿二日申慶、山槐記
　　忠親治承三十一十七、
権大夫　（権脱）中納言従二位藤兼雅　知盛治承三正十九任、同廿三拝賀、
亮　正四位下左馬頭平重衡
権亮　正四位下右少将平維盛
大進　藤光長
権大進　高階経仲　時光治承三十一十八、
少進　自立坊時不被任云々、
権少進　平時兼
大属　中原成挙
少属　安部（倍）資成
権少属　安部（倍）資元
主膳正　正六位上藤盛光
主殿首　惟宗章貞（兼資イ）
主馬首　平盛綱
帯刀同三年正月廿三日補、
　長蔭子正六位上平兼衡
　長蔭孫正六位上源光経
藤能基　同業資　同親能　橘康清　藤景政　源季景　源広吉

25ウ

26オ

中原盛房　藤信実　惟宗信家　藤俊政　宮道康基　藤忠弘

高倉第四皇子
後鳥羽　寿永二年八月廿日壬子、為皇太子、四才、今日践祚、
　公麗云、今度不被置坊司也、
土御門　建久五年正月十一日（癸）己酉、為皇太子、四才、今日受禅、百錬抄、無立坊儀云々、
　公麗云、今度不被置坊官也、
後鳥羽第三子
順徳　正治二年四月十五日、為皇太弟、四才、承元二年十二月廿五日元服、
傅　内大臣正二位源通親　頼実建仁二十二廿五、同廿九拝賀、
学士　藤頼範
　　同範時
大夫　権大納言藤忠経　公継元久三四三、
権大夫　権中納言同宗頼　師経承元二比、　範光建永元四五申拝賀、
亮　範光　長経正治三三十一、　頼国元久三比、　基行建永元六十六従三位、去亮、　範朝建永元六十六兼、
権亮　源通光　定通　公継建仁二十廿八、　良平　頼平元久元三六、
大進　長兼　宣房　顕俊建永比、
権大進　宣房　仲房　資頼承元三正十三、
同　経高
少進　棟基
同　範朝
権少進　宗時
大属　重光
少属　資兼
権少属　大江景高
癈帝（仲恭）　建保六年十一月廿六日、為皇太子、一才、十月十日誕生、
傅　右大臣正二位藤道家
学士　家光

26ウ

27オ

大夫　大納言公経　師経承元三五廿六転、　教家承久、
権大夫　権中納言頼平　実氏承久二正廿二、師経建永二十二二、
亮　資頼　清長　有親
権亮　源通平　高実承久二正二拝賀、　定雅
大進　藤資経　宗嗣承久二四六、
権大進　宗親承久二四六、　俊親
少進　光資承久、
大属　高倉孫、後高倉第三子
後堀河　承久三年七月九日辛卯、践祚、十才、不及立太子儀、
四条　寛喜三年十月廿八日庚辰、為皇太子、一才、二月十五日誕生、
傅　内大臣正二位藤実氏
学士　藤淳高　藤長倫
大夫　権大納言藤家嗣
権大夫　権中納言藤良実
亮　蔵人頭内蔵頭平有親
大進　忠高
同　季頼卅日加任也、
権大進　経光
少進　経俊
権少進　資朝
大属　土御門第一皇子
後嵯峨　仁治三年正月廿日癸卯、践祚、二十三才、無立太子之沙汰、
・四条無継嗣、為関東沙汰申行之、
後深草　寛元々仁治四、年八月十日、為皇太子、一才、六月十日降誕、
傅　右大臣正二位藤実経
学士　正四位下文章博士藤光兼　経業
正五位下右衛門権佐藤資定

27ウ

大夫　権大納言正二位藤公相
権大夫　権中納言従二位藤実藤　顕親寛元二十二八兼、
亮　従四位下土左守藤隆仲　隆行
権亮　従四位下左少将藤公泰
大進　正五位下左衛門佐藤経俊　資宣
権大進　正五位下丹波守藤高雅　光忠　光国
少進　成俊
権少進　正六位上藤資時
大属　正六位上右大史中原成村
少属　正六位上安部(倍)資基
少属　正六位上中原久親
主膳正　正六位上中原章宣
主殿首　正六位上藤原用経
主馬首　正六位上左衛門尉中原範景
後嵯峨第三子
亀山　正嘉二年八月七日、為皇太弟、十才、正元々年八月廿八日元服、
傅　右大臣正二位藤実雄　但十一月一日任云々、可考、
学士　左中弁藤光国　蔵人治部大輔藤経業
大夫　権大納言源通成
権大夫　非参議従三位左中将藤公宗
亮　正四位下藤高定　平成俊正元々四十七、
権亮　従四位下右少将源具守十才云々、
大進　資宣　資益
権大進　勘解由次官藤経任正元々十二止、　忠世正嘉二十一六転、
少進　左兵衛佐平忠世同十一六転大、
属　資時
後宇多　文永五年八月廿五日甲辰、為皇太子、二才、

28ウ

28ウ

29ウ

傳　右大臣従一位藤基忠十二月十日、関白傳如元、　家経文永十閏五十九兼、
学士　藤基長未昇殿、同六月十日昇殿、
大夫　権大納言藤師継文永八三廿七内大臣、　定実文永八三廿七転、
権大夫　権大納言源定実　公孝文永八三廿七、
亮　藤隆康
権亮　家長　兼季文永六八十、　実俊文永十三廿五、同十一正廿六止、践祚、
大進　親朝同六三廿七辞、　経長同六三廿七転、
権大進三人例　定藤
同　俊定九月一日、
同　経長十二月十六日、　経頼同六四七兼、同八七二転大、
属
後深草第二皇子伏見　建治元文永十二、年十一月五日、為皇太子、〈十一才、〉同三年十二月十九日元服、
・後宇多継嗣未坐、関東申行之、
傳　右大臣正二位藤師忠
学士　兼倫
大夫　権大納言正二位藤実兼
権大夫　権中納言従二位源具守
亮　藤隆良　定藤弘安六四五兼、　俊定同七五六兼、
権亮　正四位下左中将藤公重同二正廿六止、　嗣雄建治二五廿六兼、　師藤同三十二四兼、同三十二四実明弘安九四十三兼、
大進　藤俊定　為方建治二十二廿兼、　定光弘安八七十四卒、
権大進　俊光建治二五廿六、
同　顕宗
少進　平惟俊　平兼有弘安八八十一兼、
大属

29ウ

後伏見　正応二年四月廿五日、為皇太子、〈二才、〉
傳　内大臣従一位藤兼忠十月十八日更兼云々、
学士　菅在経永仁二四卅任、
大夫　権大納言正二位家教　冬平永仁五六廿五転、
権大夫　権中納言従二位冬平
亮　隆政　雅藤　兼仲　家相永仁三三四、
権亮　実為　家定正応五十五、十才　通顕永仁六五廿二、八才
大進　俊光　仲親正応四頃、定房永仁四四十三、
権大進　光経　仲親　光方　信忠　経房九才　兼之　親時　頼定
此人数五人相並歟、可考事、
少進　頼定同三十一廿一転権大進、五人例云々、
大属
後宇多第一皇子後二条　永仁六年八月十日、為皇太子、〈十四才、〉
・後伏見御幼稚、上皇統御流、依関東之所存申立之、
傳　左大臣従一位藤兼基
学士　経雄正安之比、
大夫　大納言正二位源雅房軽服日数中、
権大夫　権大納言藤実泰
亮　右中弁源雅俊
権亮　清雅正安三八廿四、
大進　定資
権大進　平信忠　光経　雅任永仁七三廿四、
少進
大属
伏見第二子、後伏見猶子、花園　正安三年八月廿四日、為皇太子、〈五才、〉
後伏見継嗣未坐、仍為養子立之、

30ウ　31オ

傳　左大臣従一位藤師教　冬平徳治元十二廿二、
学士　菅在経　俊範嘉元々八廿八、　藤範弘治二三二、
大夫　権大納言正二位源通重
権大夫　参議左中将藤兼季
亮　左大弁雅俊　高階泰継嘉元三四十五、
権亮　右中将清雅　光忠嘉元二三九兼、正和元四十止、同十二十九還任、
大進　右衛門権佐資冬　雅任正和三十二、卅兼、　親時弘治三二七転、
権大進　平親時　資名嘉元二十二、廿九、　資教　藤範弘治三三四兼、
少進　左衛門佐平忠望
権少進　平知有
大属　中原俊幸
少属　安部資章
後醍醐　後宇多第二子　延慶元徳治三年九月十九日、為皇太子、二十一才、
・後二条崩、邦良皇子幼稚、仍法皇被仰関東立之、
傳　左大臣従一位藤冬平　道平正和二十一七、　師信元応、　房実元亨二四五、
冬教同三九廿八、
学士　蔵人正五位下藤正経　在登文保二頃、
大夫　権大納言藤師信　公賢文保二三九、
権大夫　権中納言源雅長　兼季正和五七廿二、　有忠文保二十一、
亮　藤冬定　隆長文保二正、
権亮　藤実孝延慶二十廿四去、　兼信延慶二十廿四兼、　光忠文保二正比、
大進　正五位下左衛門権佐藤光経　経顕延慶二十一十九、　冬方文保二正比、
権大進三人例　冬方　藤房
同　季房
同　資房

31ウ

少進　季房
大属
・文保二年三月九日庚寅午、以邦良親王後二条皇子、為皇太子、十四才、九イ、今日元服、
傳　左大臣従一位藤経平　正経　六月廿四日薨、　師信八月二日兼、
学士
大夫　権中納言公賢
権大夫　源具親八月十八日解任、　有忠十月六日兼、
亮　藤経宣　資朝
権亮　経定同八五任三木、
大進　経宣元応元八五止、　季房文保三八廿一、
権大進　顕盛
同　季房
少進
大属
正中二年三月廿日、薨、二十一才、七イ
光厳　後伏見第一皇子　嘉暦元正中三、年七月廿四日、為皇太子、十四才、元徳元年十二月廿八日元服、
傳　右大臣正二位藤経忠　基嗣元徳二三廿三、　長通同三十一八、
学士
大夫　権大納言従二位藤基嗣　公宗正中三十一四、　通顕元弘元十一八、
権大夫　権中納言従三位藤公宗　冬信嘉暦元十一四、
亮　経顕　隆蔭元徳二四六、　宗兼
権亮　具雅　房光
大進　親名　隆持
権大進四人例
同　国俊　経量元徳二四六、

32ウ　32オ

同　宗光
同　為保
少進　時兼
権少進
大属
・元弘元年十一月八日、以康仁親王後二条孫、邦良太子子、為皇太子、
傅
学士
大夫
権大夫
亮
権亮
大進
少進
権少進　長綱
年　月　日、癈、委可考入、
重祚後醍醐
元弘四年正月廿三日、以恒良親王第三皇子、為皇太子、
傅
学士
大夫
権大夫
亮　宣明
権亮
大進
権大進　仲房

33ウ

少進
大属
建武三年　月　日、癈、委可考入、
光明　後伏見第二子、光厳御猶子　建武三年八月廿五日、践祚十七才、不及立太子儀、
・建武三延元年十一月十四日、以成良親王後醍醐皇子、為皇太子、
傅　内大臣正二位藤経通
学士
大夫　権大納言公泰
権大夫　権中納言公清
亮
権亮　源通相
大進　藤仲房　藤長
少進
大属

33オ

同年十一月　日、癈皇太子、依先帝御出奔也、
崇光　光厳第一子　暦応元建武五年八月十三日、為皇太子、五才、貞和四年十月廿七日元服、
傅　右大臣正二位藤道教　良基康永元三卅、
学士　菅在成　藤兼綱暦応四十二、廿二　顕盛貞和三頃、
大夫　権大納言藤冬信　実夏暦応五九七転、
権大夫　権中納言実尹　実夏暦応四三十九、　経教康永元九七、　冬道(通)康永三九廿三、
亮　隆持　為治暦応二四十八薨、隆持暦応三五七更亮、　宗光貞和三比、
権亮　公直貞和三十二廿七、同四十廿七去、
大進　俊冬暦応四十二廿三転、　兼綱暦応四四十六転、
権大進　俊冬　兼綱暦応元十二廿、忠光康永三七廿九、邦茂貞和四十、
少進　俊冬康永二四三転、

34ウ

34オ

権少進　　範康貞和四十頃、
大属
・貞和四年十月廿七日庚寅、以直仁親王花園第二子、光厳御養子、為皇太弟、
傅　内大臣従二位藤道嗣
学士　　兼綱　顕盛
大夫　　権大納言実夏
権大夫　　権中納言実長（マヽ）
亮　　仲房
権亮　　公直　実時観応元四廿、
大進　　経方
権大進　　時光　行時貞和六十二、保光　在弘観応元四比、
少進　　兼頼
権少進　　範元
大属　　三善重倫
少属　　安部資躬（倍）
権少属　　安部資春（倍）
主膳正　　中原職淳
主殿首　　藤原定重
主馬首　　中原時景

35ウ

観応二年　月　日、癈皇太子、渡御八幡軍陣、
後光厳　光厳第三皇子　観応三年八月十七日践祚、十五才、不及立太子之儀、
後円融　応安四年三月廿一日、受禅、十四才、同、
後小松　永徳二年四月十一日、受禅、六才、同、
称光　後小松第二皇子、実後崇光子　応永十九年八月廿九日（ハイ）、受禅、十二才、同、
後花園　正長元年七月廿八日、践祚、十才、同、
後土御門　寛正五年七月十五日、受禅、三十三才、同、

35オ

後柏原　明応九年十月廿九日、践祚、三十七才、同、
後奈良　大永六年四月廿九日、践祚、三十一才、同、
正親町　弘治三年十月廿七日、践祚、三十九才、同、
後陽成　天正十四年十一月七日、受禅、十六才、同、
後水尾　慶長十六年三月廿七日、受禅、十六才、同、
女明正　寛永六年十一月八日、受禅、七才、同、
後水尾皇子、明正弟　後光明　寛永廿年十月三日、受禅、十一才、同、
後西　承応三年二月廿八日、践祚、十八才、同、
霊元　寛文三年正月廿六日、受禅、十才、同、
東山　天和三年二月九日、為皇太子、九才、立坊御再興、貞享十四年正月廿三日御元服、（行）
傅　右大臣正二位藤兼熙　　韶光　長量
学士
大夫　権大納言従二位藤家熙貞享三三廿六　内大臣、去大夫、　伊季同十一十三兼、
権大夫　権中納言正三位冬基
亮　持言貞享二七十従三、同十九如元、同三十一十去、（一脱）　隆安同三十一十二兼、
権亮　持房貞享元十一廿九改持重、（六）十二廿三従三位権亮如元、同三正（六）　公韶貞享三十一十二、廿五権中、去権亮、
大進　　頼重
権大進　　輔長
少進　泰福貞享三十二廿八叙従四下、同四正十三去、　貞俊同四正十四兼、二廿九改貞維、
権少進　　泰貞
大属　右大史小槻利昭（虫鹿）（勢多）
少属　中原章成
権少属　宗岡常辰
主膳正　正六位下平正久

36ウ

36オ

主殿首　藤俊長
主馬首　源国信
帯刀　世綬長重基　速水安益　岡本保太　世綬重承　河端景福　速水藤英益　木工頭同光章
木坂同元信　矢部平正久　佐原藤吉武　同俊長　三澤源国信　土山同武徳　木坂藤元孝
矢部平正顕

加補貞享二年十月廿三日、
山形宗堅　岡本氏隆　同清可　藤本忠直　岡本賀茂氏生

中御門　宝永五年二月十六日癸亥、為皇太子、八才、
傅　右大臣正二位藤綱平
学士　大内記菅資長　侍従同総長
大夫　権大納言従二位藤家久
権大夫　権大納言昭尹
亮　従四位上左中将兼重
権亮　従四位下右少将公福
大進　正五位上左中弁尚長宝永五十二廿一去、
権大進　従五位上侍従資堯
少進　正五位下兵部少輔安部〔倍〕泰連
権少進　正六位上中務大丞源仲学
大属　従五位下外記中原職永
少属　正六位上史三善亮兼
権少属　宗岡信行
主膳正　正六位下平正定
主殿首　源武尽
主馬首　従六位上源重韶
帯刀二月廿二日補、長秦武和　藤光氏　同俊常　紀氏辰　身人部清保
坂上是豊　平正相　秦景康　藤重広　藤為守　賀茂職直

37オ

37ウ

紀季時　紀氏兼　源義韶　藤栄重　同光枝

桜町　享保十三年六月十一日、為皇太子、九才、同十八年二月一日元服、
傅　右大臣正二位藤兼香
学士　正四位下資敬享保十九十一廿四云々、
従四位菅長誠
大夫　転任不及挿賀例、但如何、権大納言従二位藤房凞享保十三十廿六内大臣、去大夫、公詮同日兼、同十六二十去、実憲于時権中、
同十六二廿八転、依転任不及拝賀之由沙汰、不申拝賀、
権大夫　権中納言実憲同十六二廿八　長忠同日兼、
亮　正四位下右中将実一全同十六二廿八補頭、亮如元、同十八十二〔廿〕従一〔任〕位三木、去、重凞同廿四転、
権亮　従四位下栄親同十五十二廿六頭如元、同十七四廿三〔衍〕三木、去、重凞同十七四廿三兼、同十八十二廿四転、公積同日兼、
大進　正五位上稙房同十七四廿補頭、去、時行同月廿三転、
権大進　正五位下光綱同廿二廿四去、兼胤同廿二廿六兼、
少進　正五位下平時行同十七四廿三転、行忠同日兼、
権少進　正六位上源澄仲
大属　従五位下高橋景春
少属　正六位上中原永清
権少属　従六位上宗岡重行
主膳正　正六位上源供信同十八十二後七従五位下、
主殿首　源珍化同十六二八従五下去、江資礼同十六十二廿五兼、
主馬首　大山従六位上源武真
帯刀六月十三日補　長源奉和　大江資礼　藤重康　紀宗保　藤定季　同俊自
紀氏兼　源保久　泰光武　藤近信　平寿朝　源珍亮　紀親富
身人部清旨　源忠重

桃園　延享四年三月十六日、為皇太子、七才、
傅　内大臣藤宗基

38オ

38ウ

学士　少納言菅家長
大夫　大蔵大輔長香
権大夫　権大納言藤実顕
亮　権中納言源通枝
　　藤俊逸
権亮　右中将実称
大進　左中弁資興
権大進　少納言平時名
少進　侍従菅在富
権少進　蔵人式部丞丹波頼亮
大属　宮内丞春明
少属　権少外記中原職寿
権少属　木工允宗岡経直
主膳正　民部丞中原康昆
主殿首　修理進源珍之
主馬首　右将曹源岑貝
帯刀三月十七日補、長藤資始　同景豊　同盛政　賀茂清廉　紀淑長
　秦武郡　身人部清弼　秦武堅　紀宗冬　源吉亮　同供園
　同尚紀　身人部清流　秦武韶　源行詳　藤種信

39ウ

女、桜町皇女、桃園姉
当今（後桜町）
宝暦十二年七月廿七日、践祚、二十三才、〈無立太子之儀、
東宮（英仁親王）
　明和五年二月十九日戊寅、為皇太子、十一才、
　傅　右大臣従一位藤輔平
　学士　正四位下菅為璞
　　従五位下同益良
　大夫　権大納言正二位右大将藤重良　賞季
　権大夫　権大納言賞季　信通
　亮　正四位下左中将実古

39オ

権亮　従四位上左少将忠尹
大進　正五位上蔵人権右中弁光祖
　　兼右佐（衛門権脱）
権大進　正五位下蔵人侍従経逸
少進　従五位上備後権守平行文
権少進　正六位上蔵人図書助大江俊名
大属　正六位上権外記中原弘之
少属　正六位上右少史安倍盛尚
権少属　従六位下中務大録宗岡偕行
主膳正　従六位上左将曹大江蕃全
主殿首　従六位下左兵衛少尉能登守藤義見
主馬首　従六位下左近将曹源吉晃
帯刀廿二日補、長秦武韶　源珍香　宗岡経武　藤重賢
　藤重武　藤久陳　源喜橘　源忠盈　紀長之
　藤義路　下毛野武述　源善活　秦景則　賀茂中直
　源宗春　源直好

40ウ

40オ